

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

消費貸借契約書に係る印紙税の 非課税措置について

特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、令和7年3月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となります。

特定事業者とは

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者をいいます。

非課税措置の対象となる消費貸借契約書

- 特定事業者に対して、公的貸付機関等^{※1}又は金融機関^{※2}が他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書

※1 公的貸付機関等とは、地方公共団体、政府系金融機関等をいいます。

※2 金融機関とは、銀行、信用金庫、信用協同組合等の民間金融機関をいいます。

還付申請の手続

- 印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「**印紙税過誤納確認申請書**」を税務署に提出(※)し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の**還付を受けることができます**。

※ 提出の際は、できるだけ郵送での提出をお願いします。

※ 過誤納となった契約書等(原本)を提示又は過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類(原本)を提出する必要があります。

※ 契約書等の原本が金融機関等に保管されている場合や、過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類の発行については、借入先の金融機関等にお問合せください。

※ 「印紙税過誤納確認申請書」の様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

「印紙税過誤納確認申請書」の記載要領

1枚目及び2枚目を提出してください。なお、ご提出の際は郵送での提出をお願いします。
また、審査の結果、還付を行う場合には「国税還付金振込通知書」を送付します(従来交付していた「印紙税過誤納確認等通知書」については、交付を行わないこととしています。)

印紙税過誤納確認申請(兼充当請求)書 GL2016

☒ 印紙税法施行令第14条第1項の規定により過誤納の確認を申請します。
☐ 印紙税法施行令第14条第4項の規定により過誤納の確認と充当を請求します。

税務署受付印

提出用

その契約書の実際の名
称を記載してください。

住所
〒000-0000
〇〇市〇〇区〇〇町1-2-3
電話 (0000) 〇〇〇〇 〇〇〇〇
コクセイショウジ カブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク コクセイトロウ
国税商事 株式会社 代表取締役 国税太郎

過誤納となった理由として、「コロナ非課税」等と記載してください。

文書の返却が必要な方は返却要欄に、返却が不要な方は返却不要欄に「○」を記載してください。

区分	文書の名義又は呼称	区分が(2)の場合のみ記載してください	過誤納となった理由(その欄は返却要欄)	返却不要
①	金銭借用証書	13 03 03 10	1 10000	☒ 借付税額が過剰(コロナ非課税)
②				
③				
④				
合計(数量及び過誤納税額)		1	10000	
充当請求金額			10000	
還付金額			10000	

左記充当請求金額は令和〇〇年〇月〇日付の印紙税納付押印等請求書(印紙税納付押印等使用請求書)に記載した印紙税額と一致することを確認してください。

その契約書に貼付した収入印紙の金額を記載してください。

その契約書の日付(作成日)を記載してください。

還付を受けようとする金融機関

普通 〇

1234567

還付金を受け取る者(申請者)の口座情報を記載してください。

申請いただいた内容について、還付を行う場合には、他に未納の国税等がない場合に右記お申し出の方法により還付することになりますので、後日、「国税還付金振込通知書」を送付します。

令和〇〇年〇月〇日

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

国税庁

検索

手続の詳細は右のQRコードにアクセス

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>

